

第2回米沢市小・中学校通学区域審議会 会議録

1 日 時 令和5年10月20日（金）18時30分～20時00分

2 場 所 置賜総合文化センター 203研修室

3 出席者 (1) 委員 14名

(2) 事務局 教育管理部長 森谷 幸彦

教育指導部長 山口 玲子

学校教育課長 植木 修

学校教育課 適正規模・適正配置推進主幹 森谷 純

学校教育課 適正規模・適正配置推進室長 柴倉 和典

学校教育課 学事主査 佐藤 多恵子

学校教育課 主事 渡邊 亮

4 内 容

(1) 開会

(2) あいさつ

(3) 会議録について

(4) 協議

①諮問内容に関する検討

②答申案の検討

(5) その他

(6) 閉会

(4) 協議について

(会 長) 初めに(1)「諮問内容に関する検討」ですけども、事務局説明をお願いします。

《 事務局から説明 》

(会 長) 諮問のあった基本的な内容については、まず賛同いただいているということで、これからの話し合いにあたって2つの柱があると思います。1つは、前回出させていただきました配慮についてです。これについて、もしかしたら他にも意見があるのかもしれないということと、この配慮についての意見について答申に載せるかどうかというところについて話し合う必要があるというふうに考えております。

それは、その意見が個人的な意見として尊重されるべき意見なのか、それとももしかしたら、感情的な気持ち、そうして欲しいという要望にとどまっているものなのか、それとも合理的な配慮を必要とするような意見なのかといったところの判断を、ここですべきなのではないかと考えております。

もう1つの柱は、この答申にあたっては、基本的に諮問内容には賛成ということが確認されておりますので、賛成する理由につきまして、ご意見を出していただいで確認をしていきたいと、この2つの柱で考えていきたいと思っております。

審議会の答申のイメージとしては、まずは、賛成の理由というものを載せて、その上で、こういうことも配慮してくださいといったものを文面として収めたいと考えているところです。

それでは、まず、資料1についてですけれども、前回、確認された4つのうちの下3つについてですが、1つ目は距離の近い中学校に入学できるような特例措置を検討してほしい。もう1つは、自転車通学についても検討してほしい。3つ目は、保護者の気持ちに寄り添って何らかの配慮をしてほしい。この3つの意見がありましたけれども、この3つの意見について何かご意見ありましたら、発言していただきたいと思います。

また、これ以外に配慮が必要だと思うことがありましたら、それについてもご意見をお願いします。何かご意見ないでしょうか。

(委員) 2番目の特例措置ですけれども、この点については大変申し訳ないんですけれども、この学区だけで考えることではないと思います。市全体で考えるといろんな再編がある中で、ここだけ特別というのはちょっと変な話なのかなと感じています。それを各統合する学区にも適用されるのであれば、載せてもいいのかなとは思いますが、この学区に限って、この文章を載せるのは果たして適当なのかなというふうに疑問に感じます。また自転車といったところについても四中学区は、高島町や川西町との境界までが学区になります。ここは、四中からすれば、正直、近いでしょうという印象です。二中に行っても一中に行っても、距離的にはそんなに変わらないのではないのでしょうか。そのような中で、ここだけそんなに強く配慮する必要があるのか、他にもっと配慮することがあるのではないかと思います。

(会長) 今の2つ目の距離の近い中学校に入学できるような特例措置っていうのは、この学区だけをとらえて、配慮するという形は望ましくないのではないかと。もう1つは、自転車通学についても、いろんな状況があるので、配慮しないというわけではないけれども、特にこの答申に載せる必要まではないのではないかとというふうなご意見と理解してよろしいでしょうか。

(委員) はい。

(会長) 他にご意見ありますか。お願いします。

(委員) 今の2点目の特例措置についてですけれども、結論としては特例措置というのは外していいのではないかと思います。理由は2点です。1点は、この特例措置を設けるべきものが、果たして距離だけで考えていいのかなと思います。例えば、距離は若干遠いけれども、交通量の少ない変更後の学区ではない、違う中学校に行きたいといったことも出てくる可能性もあるということを考えると、特例措置として考えなければならない範囲っていうのは、とてつもなく広がるのではないかと思います。気持ちはわかるんですけれども、やはりそういったものの影響を考えるとどうなのかというのが1点目です。もう1つの理由としては、最初に出された小中一貫

教育という視点から考えた場合、今、大変激動の社会の中で、子ども達は、先が見えない社会を生きていかなければならず、そのために身につけていかなければならない力もたくさんあるという中で、やはり9年間の小中学校で合わせて取り組んでいこうというのは非常に大事であるし有効であろうと思います。

それでは、市全体ですればいいのではないのかということもあるかもしれませんが、子どもたちの様子を見てみると、学校によって、少しずつ良い面も違いますし、課題となる面も違うということを考えれば、やはりその学校、学区に合わせた子どもたちの重点にすべきものはあるのだろうと思ったときに、やはり小と中が一体となって取り組んでいける、そういった小中連携が大事なんだなというふうに思っているところです。例えば、うちの学校の子どもたちは人の話を聞くという力をもっと高めたいのだ、やっぱり小学校入学時から中学校3年間、合わせて9年間を、そこに力を入れてやっていこうであるとか、そういったものをやっぱりやっていくということを考えると、小学校からあっちこちの中学校に行くってなれば、その連携というものはなかなか難しいっていうふうなことを考えますので、その2点から、特例措置っていうのは、意見書の方にはなくていいかなというふうに考えたところです。

(会 長) 2つの理由をおっしゃってくださいました。1つ目は、距離だけでは考えられないということ。実際に交通量が多かったら物理的な距離は近くても時間がかかったりすると、そういったことまで配慮し始めると、ものすごいたくさんの箇所で、そういうことを考えていかないといけない事態になりかねない。そういう状況になると、もしかしたら事故ということをお心配されてるのかなというふうに思います。ですので、そういうところが1つともう1つが、距離の近いということをはるかに超える、小中一貫の効果というものがやっぱり重要ではないかということ。要するに小学校の頃からみてる子ども達が中学校にそのまま上がっていくと、小学校と中学校の先生たちが連携を図っていくことができる、そういった中で、1つの教育を作り上げていこうとしているのが、この度の学区再編であると考えたときに、やはり、重要なことは子どものためであるということをお話してくださったのかなというように理解します。それでよろしいでしょうか。他にご意見ありますか。

(委 員) 今ほど2つの意見がありました。非常に納得する意見ではあるんですけども、あくまでこれは教育側から見た合理的理由というふうに私は受け取りました。前回、私は、学区についての意見を出させていただいたんですけども、やはり保護者から見た合理的な理由になっているのかというところは、若干の疑問があるかと思います。やはり特例措置という特別扱いではなくても、そういったところの含みを持たせておくというのは決して悪いことではないと思うんですね。単純に今距離ではないというお話ありまして、私も全くその通りだと思うんですが、だからといって全部それで良いのかって言われると疑問が残るかと思います。また、意見の3つ目にあります、中学校の学区再編に合わせてというところなんで

すけれども、保護者側からの意見にどうしてもなりがちではあるんですけれども、中学校ごとにその辺の扱いが違うというのはやっぱりなぜなんだろうかと思います。それを学校の特色と言われればそれまでかもしれませんが、そういったところはやはり私たちにはわからない部分がありますので、そういったところも、保護者から見た合理的な理由、先日大変痛ましい事故もございましたので、そこら辺をやはり心配される方もいると思いますので、そういったところに含みを持たせるというのは、この段階というか、先日そういったことが起きたということを反映することは必要なのではないかと思います。

(会 長) 1つ質問なんですけれども、保護者から見た合理的理由というところで言うと、率直に保護者の立場から、事例としてどのような場合が考えられるので特例措置があっても良いのではないかとお考えでしょうか。その理由として、具体的にはどんなことがあるのでしょうか。

(委 員) まず第1に距離の問題が1つあります。どうしても新しい学区に再編された場合に、より遠くなる方が、いらっしゃるといことが1つ。あと交通量の問題です。具体的な話というところとちょっとなかなか難しいんですが、興譲小から一中に行くルートは、交通量が結構多いんです。駅から旧大沼があった道などは、あの辺は信号無視をする車がいるんです。結構危ないです。そういったところも踏まえて大通りで歩道があるところを通れるのかとか、そういったところから距離だけではないのかと思います。ただこれを言うと、先ほどお話ありましたように非常に膨大な情報になってしまうので、なかなか対応が難しいと思うので、例えば、教育委員会から、こっちの方がいいですかということとは別に必要ないと思うんですけど、親がそう判断した場合に、例えばそれを検討する、必ず認めろと言ってるわけではなくて、もう少し検討する余地を残してもらってもいいんじゃないでしょうかというふうに思います。

(会 長) ここに書いてある意見に同意するという形だと思うんですけれども、要するに原則そういう形で、特例措置ってということなので、原則はそれであったとしても、やっぱり特例措置として考えるという余地を残して欲しい。配慮するかもしれないという余地を残して欲しいと、こういうご意見でよろしいですか。

(委 員) 必ずしも特例に載せて欲しいというわけではないんですけれども。

(会 長) 他に何かご意見ありますか。お願いします。

(委 員) 今の特例措置の話、あとはやっぱり、自転車そして交通の危険度っていうことを話をされているんですが、自分的には一番気にはなるのは、米沢でいうと冬なわけですね、冬、実際に、私もともと中部地区出身で興譲小に通って、6年生から窪田地区に移って通学したのですが、中部地区の場所、興譲小までってもう本当に、ある意味5分ぐらいで、10分かかんないぐらいで通学してたわけなんですけど、窪田小に移った途端に、夏道は40分、冬道は50分。朝は6時50分出発して、8時前に到着するといった通学をしてたわけなんですけど、ただ中部地区の場合だ

ったら、そういった除雪等々もある程度行き届いて、窪田地区だと田舎道なので、田んぼの吹きさらしの車も走れないところを歩いていたという経験があるわけなんですけど、今、実際問題として、旧121号、今県道に変わったんですが、二中の松が岬から相生橋までの消雪道路の通りは、除雪になってる歩道がほとんどないです。あそこを興讓地区でもかなり問題視はされてるんですが、何で通学路、とんでもないところを歩かせて、何であそこ直線道路、歩道があって、ちゃんと信号もあって、まっすぐ行ける道路が歩けないのか。やっぱり今まで夏道であれば全く問題なく歩けるんですが、冬は消雪道路のために除雪ができないっていうふうなことを市から言われたことがありまして、実際、学区再編になって、松が岬から一中まで歩く場合を考えるとどこを歩くのかなと思います。裏道のずっと遠いところを歩くのかとか、冬になったら、一体どうしたらいいんだっていうところもあるのかなと思います。

ただ、遠くなったとしても、徒歩通学できるのであれば、ここだったら来れるよね、それで、遠い所が迂回する場合、なおさら遠くなるんで、やっぱりそういったところも少し、この段階で考えておかななくてはならない部分かなと思いました。冬はどこを歩いていったらいいのかなというところについては気になる部分です。

(会 長) ただ今ご意見をいただきましたが、米沢女子短期大学のすぐ近くのガソリンスタンドのある交差点でもあります。信号機のある交差点で、松川小学校に向かう子ども達が、横断歩道に入るために、雪の壁を上って入るといふ、そういう場面を私も目にしていますので、雪が降った時にどうなるのかというのは、確かに本当に考えないといけないことであり、すごく大変なことでもあるということだと思います。そういった場合に、通学する学校を変えるということを含めて特例措置という文言を残した方がいいということでしょうか。

(委 員) そこまでではないです。そこも考えつつ、学区再編を遠い近いだけではないってことを考えていただきたいというだけなのですが。

(会 長) つまり、現時点でその通学路に関して安全面というのが、確認されてるかどうかという、そこなんだなということなんですけども。ちょっとそこは事務局どうですか。

(事務局) 通学路の年間を通じた安全についてですが、中学校は、基本的に通学路という考え方はないのですが、ただ、この地区からだと標準的な経路として、この道路を通っていくというのは決まってくるので、今回、新たに学区変更によって、通学する学校の方向が変わってきますので、それに伴って通ることになる経路が安全かどうか、それは今ご指摘あった、冬季も合わせて安全かどうかというのは、検証する必要があると思います。危険と思われる箇所があって、例えば、道路整備というのは大きいというご指摘をいただきましたが、確かに道路を整備するということまでに行くと結構大がかりですけども、ただ、除雪の配慮ですとか、

こまめな除雪や今までは除雪していなかった箇所を除雪するといったところは、実現できる場合もあるので、そういったところは検証の中で、見えてきた課題をどうやって解決するかっていうことを検討していくことは十分にあり得ることで、必要だと考えています。今の時点でそこまでの検討はしていませんけれども、当然、新たな学区になるといった場合は、そこまで合わせて検討する必要があるというふうに考えています。

(会 長) 例えば、極端な話ですが、横断歩道を渡るのに2回も3回も雪道を登らないような状況が通学で起こりうるとすれば、それはそういうことがないように、除雪をするような方向で進めるという捉えの検討ということによろしいですか。

(事務局) どの道のお話になるかまだわからない段階なので、現時点で絶対といった確約は難しいのですが、そういった通学経路がどこにあるのかという確認と、現状では迂回しなければならない可能性があるとか、この道路だと比較的容易に安全な通行を確保できるといったところがあれば、そこを何らかの配慮をして確保するという検討が必要かと思います。除雪に関しては、県道と市道が入り組んだりしますので、それぞれへお願いしていくことになります。市道の方が比較的対応しやすくなる可能性が高いと考えていただければと思います。

(会 長) そうすると、現時点でもそういう状況があるということなので、学区再編に伴ってそれが著しくひどくなった場合には、そこに行政側の配慮をする必要があるのではないかというようなご意見でよろしいですか。それを答申に入れたらどうかというご意見でよろしいですか。はい。それでは他に何かありませんか。

(委 員) 今、いろいろお話を聞いて思ったのは、基本的には特別措置っていうものは必要ないんじゃないかということ、また、教育的な見地という意見でしたが、小学校、中学校一貫教育ということについては、私もまったくそのとおりでと思いますし、これは親にとってもありがたいことだと思います。

また、通学距離の遠い近いにつきましては、私は郊外の育ちだったので、中学校のころは体力が出てきて全然気になりませんでした。中学校ぐらいになれば多少の距離、3kmも4kmも違う距離ではないと思うので、やはり線引をして学校を決めるとどうしてもそういうふうな近いところと遠いところは出てくると思いますし、そこは問題視しなくてはいいいんじゃないかと思います。

あと、冬の問題については、やっぱり十分その通学路の冬の除雪体制、特に歩道の除雪などに気をつけていただければと思います。

(会 長) ただ今のご意見は、最初の2つについては、その特例措置というのは載せなくていいと思うということ、ただ、雪道の動線に関しては、やはり行政側で何とか良くしてもらいたいということをご答申に載せた方がいいということによろしいですか。

(委 員) はい。

(会 長) 他にご意見ありますか。

(委員) 教えていただきたいのですが、4番目の保護者の気持ちに寄り添って何か配慮欲しいという部分なんですけれども、三中学区で痛ましい事故があったのを受けて、その後に教育委員会の方でバスの手配ですとか、色々な配慮をしていただいたと思うんですけれども、その内容をもう一度教えていただけますか。それを参考にして、寄り添う形について考えるとするのもよろしいのかなと思うのですが。配慮の内容について、わかる範囲で教えていただければと思います。

(会長) 事務局お願いします。

(事務局) 今回の三中での痛ましい事故を受けまして、各方面からご指摘いただいたのは、三中から田沢方面に帰る道路については、日陰も少なく休めるところがほぼなく、安全面でどうなのかというようなご指摘でした。それを受けて、三沢地区と田沢地区について、学校からの距離も相当ありますので、これまでも補助はしておりましたけれども、補助の区分を取り払ったような形で、その2つの地区に住んでいる子ども達については、一律に補助しますとしたところでした。

これまでですと、例えば、6km以上でしたら、1年を通して公共交通機関の補助を出したり、あとは、6kmより手前の地区でも4kmを超えていれば冬場だけ補助をしたりというふうなことで、区分を設けて通学の補助をしていたところでしたけれども、安全上、夏場でも道路の状況を考えたときに、そういう措置が必要であると、今回、判断をさせていただきました。三沢地区や田沢地区に限らず、市内すべての学校について確認をしまして、夏場や冬場に限らず、安全上配慮が必要なところがないかどうかを聞き取りながら、今後、もう少し郊外の方で補助を拡大していかなくてはいけないのではないかという観点から、現在、検討を進めている地区もあるところです。三中の配慮については、公共交通機関利用への補助という形でさせていただいたところでした。

(委員) それが何らかの配慮という形になるのであれば、市の方で既に対応していることで対応可能ではないかと思われまので、答申の方に載せてもよろしいのかなと思います。

(会長) 他に何かご意見ないですか。よろしいですか。今、何名かの委員のみなさんからご意見をいただいたことについて、正しいまとめ方かどうかわかりませんが、まとめてみたいと思います。

特例措置というものを個人レベルでやるということではなく、保護者の気持ちに寄り添うという観点からは、子ども達が安全に学校に行けるのかどうかということが大事である。その場合、制度として、夏でも暑くなる通学路の様子、また距離も踏まえて補助を出すというような形の支援をする。

さらには冬の雪道の場合には、今までもそういうことは存在してたんですけれども、これからなくしていく方向で、特にそういう状況が増えたところに関しては、学校側で通学路を確認するのかなというふうに思うんですけれども、確認した上で、行政側として必要であれば、除雪の要請をするという形かなというふうに

思います。これらについて、何かご意見ありましたら出してください。

寄り添うというのは、個人レベルで寄り添う時に、今までの意見の中から、学区を越えてという形の配慮ではなくて、安全に通えるための配慮、つまり、雪道への対処、そして夏の暑さへの対処、そういう対処を持って寄り添うという方向なのかなというふうに私は思ったのですが、いかがでしょうか。

保護者の気持ちに寄り添うということを大事にして欲しいというその言葉を重んじて、その言葉も含めて、その制度として配慮していくということで、それは、学区を超えていくという配慮ではなくて、学区内で移動するけれども、夏の暑さや冬の寒さと雪、そういうことについて相談を受けたら、できるだけの配慮をするというそういう形でよろしいですか。他にご意見ありますか。

(委員) 二中、一中の場合には、正直、近いのでそれはできると思うんですけども、四中や三中の場合に、果たしてそれができるのかというところがあると思います。四中からどこかへ行くとなった場合に、それでは川西に行くのですか、高島いくのですかとなるかと思えます。六中だった子ども達が四中に来るはずなのに、学区を超えて二中に行けるのですかという親も出てくると思うんです。この地域だけだったら距離とかそういう交通面とか考えれば、二中より一中の方が行きやすいとか、一中より二中の方が行きやすいっていう話もわかるのですが、それでは、六中の子ども達が交通面などの通学にあたって物理的な理由で、二中へ行くことができるのかということになるとちょっと違うような感じがします。距離的などころではなくて、近いところではできるけど、遠くにいる子ども達にとってはそれはなかなか難しいのかなと思う。その子ども達への配慮というのは、おいていかれるのではないかと疑問に思います。

(会長) 今のご意見については、学区を越えた配慮が必要で、例えば、本来だと二中に行くところを一中に行けるようにするという配慮が必要だということですか。

(委員) いや、それは必要ないのではないかとということです。近くの学校間ではそれはできるかもしれないが、遠く離れている子ども達にとっては、それが果たして本当に可能なのか。不可能に近い状態ではないかと思えます。

(会長) 先ほどの私の言い方が悪かったのかもしれませんが、変更後の学区を越えて、こっちの中学校が近いので、本来とは違う学区の中学校へ通学できるということではなくて、その本来の中学校に行く前提で、通学に際して、特に、雪や夏の暑さだと思っんですけども、そういったことに対しての配慮が必要であれば配慮をするということでした。つまり、それらに配慮して学校を変えるということではないという整理でした。

(委員) 学校を変えるってことではないんですね。

(会長) そうです。学校、学区を変えるのではなく、通学する際の夏の暑さ、冬の雪、これに対して行政側で通学の補助をするとか、または除雪の配慮をするといったことでした。

(委員) わかりました。

(事務局) 特例措置という言葉と配慮という言葉が交わされているのですけれども、基本的な考え方としまして、特例措置といった場合は、あらかじめこういう条件がそろったときにはこういった取扱いをしますという具合に、あらかじめ措置の要件と内容を決めてしまう場合に使用させていただいておりました。ですので、個別の事象が起きたときに、それに対して何らかの対応ができないかどうかということを考えることができるような一定の幅を持たせる、いわゆるのりしろ的な部分を残しておきたいということであれば、それは特例措置ということではなくて、配慮ということ整理をしていただいた方が良いのかなと思ったところです。

(会長) そうすると、今の話し合いの中で、このことを踏まえると、今の話は配慮ということかなというふうに思うのですが、そういった内容を含めて、配慮して欲しいといった表現がいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

また、前回説明のあった特例措置の内容について、再度確認しておきたいと思えます。

(委員) 前回配付された資料5に記載されています。

(事務局) 改めて説明させていただいた方がよろしいでしょうか。

(会長) お願いします。

(事務局) この度、通学区域の変更をするにあたって、特例措置ということで、一定の要件がそろった場合について、本来、通学する学校ではない学校に通学していただくことを可能とする取扱いを設定させていただいております。

まずは、現小学校6年生の方、兄弟の方に対する特例措置です。来年の令和6年度に中学校に入る子ども達は、通学区域変更しておりませんので、現在の学区で中学校へ進学していただくということになります。そのため、令和8年度に通学区域が変わった後、その弟妹の方が中学校へ上がる場合には、弟妹は、変更後の中学校へ進むことになり、兄弟とは違う中学校に進むことになります。このような兄弟姉妹がいる場合に、下のお子さんが行く変更後の中学校に、未だ中学校の通学区域は変更されていない来年度の令和6年度、中学校進学時点で、兄弟が進学する中学校を、令和8年度に弟妹が進学すると同じ中学校に変更することができるような特例措置を設けるという内容になります。

1つの家族の中で、兄弟と弟妹が別々の中学校になってしまいますと、例えば、学校行事や保護者の皆さんが学校に行かれる場合、複数の学校に行く必要が出てきてしまい、かなりの負担になるというふうなことから、保護者の皆様の負担の軽減ということにも考慮し、同じ学校で兄弟姉妹が揃うようにしようとするものです。

もう1つは、来年度、令和6年度に、兄弟は、現行の学区のまま中学校に進学した場合、その弟妹の子ども達に対する特例措置になります。弟妹さんが、令和8年度に中学校に進学する際、学区が変更されていることから、先に中学校に上

がった兄弟と別々の中学校へ進学することになりますが、これを、兄弟と同じ中学校に行くことができるように特例措置を設けるものです。この特例措置も趣旨は同じです。

兄弟姉妹が同じ中学校に通いたいとなった場合に、それを選択することを可能とするものです。今回の通学区域の変更にあたっては、このような特例措置を設定したいという内容でした。

(会 長) そうすると、兄弟姉妹間の配慮については、特例措置として設けて、そのように進めるということでした。さらに、資料6ですけれども、学区外通学許可基準というものも設けられており、1から5までの要件に合致している場合とそれ以外に特別な事情がある場合には、6の「その他」といった要件があるということでした。新たに心配されることとして、通学時における冬の雪や夏の暑さへの配慮ということについて、今後、十分に考えていく必要があるという、そういう含みのある文章でよろしいでしょうか。どうですか。よろしいでしょうか。

それでは、要望的な内容については、今確認したような形でまとめるということにさせていただきます。

次に、学区再編については、非常に画期的なシステムがここでなされようとしているのではないかなというふうに私は感じているところでした。子ども達にとって、この学区再編がどのような良さがあるのかという点について、ここで確認して、答申にも入れることができると良いのではないかなというふうに思っているところです。

先ほど意見で出ましたが、小中一貫教育というところは、第1に入ってくる柱になるのかなというふうに思うのですが、これに関連して、また、別のことで結構ですので、こういう点が良いといったことについて、ご意見を出していただければと思います。答申として提出することになりますので、提出後、色々ところで紹介される可能性もありますので、そういった時に、地域の方々などに知っていただく機会もあろうかというふうに考えております。

(委 員) 別の視点から考えたときに、小学校から中学校に進学する際、二中、四中、一中となった時に、これからもっと少子化が進んで、その中学校に男の子が1人しか行かないとか、女の子が3人しか行かないといった状況が生まれてきた時に、子ども達にとって非常に不安を覚えるということが考えられると思います。

実際問題として、今までも中学校に進学する時に、顔見知りが多いとか、友達がいっぱいいるということで、子ども達の不安が和らいでいた部分があったと思うと、今後、子ども達の数がさらに少なくなったきた時に、進学する先に友達が少ないということが子どもたちにとっては不安だということが少しでも解消されるのかなと思います。みんながみんな不安だということではないとは思いますが、一緒に同じ中学校に進学できるというところがいいところかなと今感じています。

(会 長) 他にお願いできますか。

(委 員) 同じような意見なんですけれども、中部コミセンは興譲小学校の敷地内にありまして、先日、来年度に興譲小学校に上がる子ども達の就学児健診があつて、今は保育園に通っている子どもさんと保護者の方が来たんですけれども、同じ興譲小に入ることになる子ども達なんです、なんか離れているなあと思っていたら、一人だけ保育園が違っていたようでした。そういうことが見られました。東京の方では、同じ場所に小中高校がある場合もあるようですけれども、場所は違いますが、小中一貫というのはとても良いことだと思います。

(会 長) 保育園から繋がってくるともっと望ましいかもしれませんが、まずは、その前の段階として小中学校が繋がってくれるのは非常に良いというご意見でした。ありがとうございます。他にありますか。

(委 員) ただ今お話いただいたことと同じなんです、私自身が興譲小で今も興譲小学校区に住んでおります。興譲小、二中に通った者ですけれども、やはりその当ても、三つの中学校に分かれていくっていうふうなことにある意味心細さっていうのは、正直、あつたかなというふうに思っています。窪田小の場合ですと、六中に10人位、四中に40人位というふうなことで、各学校でそういう心細さを少し感じながら進学している子ども達がいるということです。興譲小から四中に来る子ども達も5人から10人位というふうなことで、そこで人間関係を構築していくっていうふうなことを中学校では大事にしているんですけれども、小学校の6年間で培った、その仲間同士の絆みたいなものを持って、同じ中学校に行けるっていう心強さっていうのも、正直あるのではないかと思うところです。

(会 長) ご自身の体験をもとにお話していただいております。やはりその心強いという気持ちを持っていくということが、学問にも抵抗なく取り組んでいける力になるのではないかというご意見だったと思います。続けてお願いします。

(委 員) ちょっと質問といいますか、小中一貫っていう方向性というのは良いことだというふうに思っているんですけれども、ただ、小中といってもいくつかの小学校から1つの中学校という形になるということで、小学校が複数あり、その中で統一感というものは、どういう形で活かされるのかということをお聞きできればと思います。

(会 長) 事務局お願いします。

(事務局) 米沢市内の小学校も中学校もそれぞれの地域ならではの特色のある活動も大切にしています。特に、小学校は地域との関わりが非常に大きいと思っています。そのような特性は、やはり大切に子どもたちをその地域の中で育てたいという思いを持っています。一方で、やはり6年間、同じ力を身につけるという必要がありますので、教育内容はもともと国から示されたものを基にしていますが、やはり、こんなふうに子ども達を育てたいというのは、小学校同士の横のつながりの中で情報を共有しながら、進めているところです。さらに、その中学校区を

意識して、小学校と中学校が連携する小中連携の日を設けて情報交換したり、同じ取組を中学校区として一緒にやっています。やはり、小中一貫教育を大切にすることによってそういった取組をしています。さらなる中学校区を意識した小中の連携という部分、小学校同士の連携という部分も一層進めていきたいと考えています。

(会 長) いくつかの小学校から1つの中学校に行くということで、小学校1つ1つの文化、そういったものはどんなふうに考えていただけますかというご質問に対して、地域に根づいている小学校の文化を中学校でも引き続き大切にしながら、1つの中学校の文化を作り上げていく。そういったご返答だったと思うんですが、具体的には、例えば、1つのまとまった小学校が中学校に行くということは、大きな中学校だと、いくつかの小学校があって、その小学校との特色を例えば文化祭で紹介しようとか、そういった地域の良さを紹介し合うといったことをできるのかなと思ったところです。他にないでしょうか。

(委 員) 私自身は保育園に勤めているんですが、先ほどお話があったように少子化ということもあって、以前は、地域の同じ小学校の子が多かったのですが、最近、1人、2人位ずつに分かれてしまう状況が続いています。やはり仲の良かったあの子と同じ小学校に行けないかなというような保護者もおられますが、それも善し悪しなのかなというところがあります。現場としてはちょっと離れたほうがいかもしれないといった思いがあったりもするので、とても複雑ではあります。それでも小中一貫教育で同じ小学校の子ども達と一緒にいることの良さはわかりますが、もし友達の間でトラブルがあって、あまりうまくいかない子ども達がずっと同じメンバーでそのまま上がっていくということになるとどうなのかなということもありますが、ただ、中学校は色々な小学校から来ることになるから人数も増えるので、その分、助けてくれる味方になってくれる子も増えるから良いのかなとは思いますが。

(会 長) 本当に子どもたち目線のご意見だったと思うんですけども、その小さな頃にたくさんの経験をさせた方がいいのか、それとも同じ仲間、やっぱり同じ気持ちの人と一緒にいけた方がいいのかってところは、迷うところでもあるということだと思います。確かに小学校で固定化された集団だと、そのまま行くとやっぱり小学校の社会では難しい。でも、そういうことが起きるのは、大体、少人数のときだと思います。人数が増えるとそういう序列ってのは消えていくと思います。これ心理学ではっきり言われています。ですので、安定した仲間とともにたくさんの社会に入っていくという点では心配ないのかなと言えます。何か良くない人間関係があっても、新たな人間関係を作る人たちがたくさんいるということなのかなと思います。ありがとうございました。

(委 員) 私もこの多様化した社会の中でいろんなパターンがあるなと思ってお話を聞いておりましたけれども、本当に皆さんから出された意見そのものだと思います。

ただ、今回、中学校の方も統合になって大きくなるということで、3つ4つぐらいの小学校から中学校に入ってくることになります。やっぱり固定化された人間関係っていうのは、今現在もあるのでそれを中学校に入った段階で崩せるかどうかということは、やっぱり子どもにとっても非常に大きな問題なんだというふうに考えています。ただ、それを乗り越えた時の子どもの成長っていうのは、やはりすごく大きくて、ましてや中学校に来れば部活動もあり、クラスの中だけではない部活動での別な人間関係があったり、先輩、後輩との人間関係を新たに築いていくといったところが色々ありながら成長していく過程をずっと見せていただいて、やはりちょっと1人2人位で、本当に心細そうに入ってきている今現在の子ども達もいた中で、少しでも小学校みんなと同じ中学校に行こうねっていうふうにして、小学校の卒業式を迎えることができるっていうのは、非常に子ども達にとっては良いのかなと思います。それを特例措置や学区外通学だということで、1人だけが違うところに行かなくてはならないとかっていうことは、逆にかわいそうかなと思うので、1つの小学校から同じ中学校に行くというのは、すごく子ども達にとって心強いなというふうに思いました。そして新たな人間関係を築くときに、中学校でその何倍もの子ども達がいる、学級編制があって、ただでさえ、ドキドキワクワクしているので、それを良い方向に育て上げていくのが中学校の役割かなというふうに思っております。ぜひこの一小一中っていうのは崩さないで進めていって欲しいなというふうに思っているところです。

(会 長) もし固定化された人間関係が小学校時代にあったとしても、統合中学校に行つて大きな集団の中で、そういう関係性を乗り越えていく、違った方向に進めていくということが、大きな集団であるからこそ可能であるというお話をいただいたと思います。最初のご意見にありました、とにかくその少子化に対応するということが大切で、子どもたちの不安、そういったものを取り除き、進学先に友達がいるっていう状況を作るといったことが大切だということ。どれも子どもたちの視点で考えていただいているご意見かなというふうに感じております。他にご意見ありませんか。

(委 員) 北部小から四中に入ることになります。北部小は100%四中になるわけですがけれども、その様子を見てみると、小学校の低学年7歳位から6年間ともに過ごしてきて、中学校までの9年間もともに過ごすことになるんですけども、本当に小さいころからの幼馴染のような形で、その中でしっかりとしたコミュニティっていうものができ上がっていてすごくいいなというふうに感じます。また、何が良いかというと親御さんの顔がよく見えるっていうことだと思います。小さいときから小学校で関わりが大きいので、その中でこの子の親はこういった方ですよっていうのがしっかり見えるっていうところも子どもを通して親が見えるっていうのもすごく良いところかなと思いますので、そういった利点を生かしながら、こういった形はすごくいいなと改めて感じています。

また、その出来上がったコミュニティというのも、部活であったり、先輩方を通じた新たな気づきだったり、四中だと窪田小から入ってくるんですけども、その中で新たなコミュニティの形成もできるということで、すごくいい経験になると思うので、改めてそういった一本化するっていうのはすごくいいなというふうに思います。

(会 長) その子ども達全員が1つのコミュニティを作っていて、そのコミュニティを大事にしなが、別のコミュニティを作っていけるということだと思います。そして、今までなかった視点をいただいたんですが、親御さんたちもよく知っているということ。そういう社会が1つあるということで、子ども達の安心感につながるっていうことを言っていたと思います。確かに保護者のみなさん方の仲が良いと子ども達も安心する。先生達の仲が良いと学校の中で子ども達は安心する。保護者と先生達の仲が良いともっと子ども達は安心するということがあると思います。他にご意見ありませんか。

(委 員) 今までのお話すべて賛成です。小中一貫教育については素晴らしいことだと思っています。今まで色々なPTAの人たちと関わって参りまして、南原中出身の方と仲良くさせてもらっているんですが、まさに小中一貫の中で育てきて、さらに保育園からずっと一緒っていう人もかなり多かつたらしく、うちの子が高校入った時にその保護者さんもまた同じ高校で一緒だったんですが、子どもの感覚だと思うのですが、ようやく解放されたという感じであったということでした。我々ではそんなことは考えられないのですが、ただやっぱり今の話だと、かれこれ15年位ずっと一緒だったその人から離れられたとあって、すごく喜んでいましたとおっしゃる保護者の方がいらっしゃいました。なので、今ものすごく高校が楽しいみたいであるということでした。そういう考えもあるんだなとその時は考えていたんですが、今こういう話になると、やっぱり少数の場合だとそういうことが起きることもあるんだなと思いました。

今年になって、実はうちの子が高畠の高校に行きまして、もう圧倒的少数かと思ったら、米沢出身の比率の方が高くて、高畠中には200人位の生徒がいるはずなんですが、たった13人しか地元の高校に入らないっていう現象がここ4年で起きたらしいのです。中学校が1つになってしまったことで高校までも一緒に行きたくないと思うと、中学校を卒業して自分で高校を選べるようになれば他へ行くことになるということだと思います。親御さん達に聞くとこの3年間で変わったというのは、何よりも私立高校には送迎バスがあるから良いねっていうことのように。今までは遠くて、高いし通わせられないから高畠町の6割位の中学生は地元の高校に入っていたということでした。明確な目的があれば、米沢の私立高校に来たり、それにあった高校へ行くようになったのだと思います。

うちの子の場合は米沢には残りたくないということで高畠の高校に行きました。中部地区ということもあり、小学校から中学校へ上がる時も同級生がみんな別々

になっているので少数派ということに慣れていることもあって、あえて自分は市外の高校に身をおきたい、駅までも近いという利点もあることから米沢から離れるということがありました。

一概に、小中一貫がいいというばかりでもないのかなと思います。先ほど言ったように小中一貫で悩む子もいたりするということがあると思います。ですが、子ども達は、中学校に行ったならばその行った先でちゃんと対応していると思いますし、そういう意味では大人が思うよりも立派だというふうに感じているところではあります。

(会 長) 子ども達の発達課題っていうのがありまして、小学校3年生位のときは同じっていうことを語り合える人と一緒にいたい。でも、全く同じっていうことは存在しないということに気づき始めて、似ているよねっていうことで繋がるのが小学校の高学年から中学校位まで。そして高校に行くときには、違うということが面白い。つまり、違うということ認められるようになっていくっていうその発達課題を乗り越えていくんですけれども、今のお話を聞いているとおそらく小さい時はそれでよかったのかもしれないけど、成長に伴って違う社会に飛び出していきたいってような認識が育ってきたのかなって印象を持たせていただきました。子ども達を目線からのご意見ありがとうございました。

他に何かご意見ありませんか。なければ、この辺でまとめさせていただいてよろしいですか。そうしますと、これから少子化に伴って子ども達が少なくなってくる。その時期にこの再編というのは非常に望ましいことである。そして、再編というのは、子ども達に安心感を与える。その安心感というのは、1つの小学校から1つの中学校に行くのと、でもその中学校で、いくつかの小学校から集まってきた文化っていうものを大切にしていけるであろう。つまり、子どもたちがバラバラになってしまうということではなく、1つのまとまりで地域でも同じ気持ちで活動できる可能性も非常に高めるであろうと期待できる。そして固定化された人間関係は人数が少なくなると生まれてくるが、そういったことも解消されて、大きな集団の中でそういう固定化された人間関係も乗り越えていけるであろうというふうなことかなと思います。

もう1つは、コミュニティというのは、子ども達だけのコミュニティではなくて保護者のコミュニティもそこに存在していて、それは地域を守ることに繋がっていくのではないかとご意見をいただいたと思います。

そして、やっぱり一番の柱は、小中一貫ということで9年間の取組で、1つの力を小中で連携して育んでいくことができる。社会で生きていくためにこの9年間の取組は、非常に価値があるものであるというご意見をいただきました。

こういったことを柱にして答申をまとめていきたいというふうに思っておりますがよろしいでしょうか。

なお、今後の予定ですが、最終的な答申案を次回会議の前に皆さんに送付いた

だいて目を通していただいた上で、第3回会議を開催し、そこで答申を確定させていただくということといたします。それでは事務局へお渡しします。

(事務局) 以上で本日の審議会は終了となります。慎重なご協議いただき誠にありがとうございました。これをもちまして第2回の審議会を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。